

## ○藤枝もったいない倶楽部登録制度運用規程

(目的)

**第1条** この規程は、藤枝市（以下、「市」という。）が「藤枝市もったいない運動」を推進していくため、藤枝もったいない倶楽部に団体や個人を登録するための一連の手続きを定める。

(定義等)

**第2条** この規程において「個人」とは、市内在住者とする。

2 「団体」とは、公益法人や企業、NPO、ボランティア団体や同好会などをいう。

ただし、政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦、支持、反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的とした団体は除く。

(申請)

**第3条** 藤枝もったいない倶楽部に登録するには、藤枝もったいない倶楽部登録申請書（以下「登録申請書」という）【様式第1号】を提出し、藤枝市長の承諾を得ることとする。

(申請書の提出先)

**第4条** 登録申請書は、藤枝市もったいない運動担当課に提出する。

2 窓口での受付時間は、平日の午前8時30分から、午後5時までとする。  
なお、土日祝祭日については、受け付けない。

3 電子メールでの申請も受け付ける。その場合、受付時間に定めはない。

(登録の決定)

**第5条** 市長は、登録が適当であると判断した場合、藤枝市もったいない倶楽部登録通知書【様式第2号】を申請者に通知をする。

(登録の期限)

**第6条** 登録期限は、これを定めない。

(会員証)

**第7条** 倶楽部会員に登録された場合、会員証を発行する。

(役割)

**第8条** 登録会員は、市に対して、環境に関する活動（環境学習や体験活動、自然観察、環境保全活動など）の開催等について情報提供に努めること。

(その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか、登録制度について、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この規程は、平成22年12月17日から施行する。